

公益的法人等への大田市職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第21号

公益的法人等への大田市職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公益的法人等への大田市職員の派遣等に関する条例施行規則（平成27年大田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「一般社団法人しまね地域医療支援センター」の次に「、一般財団法人地域活性化センター」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。